

# 船川港湾事務所暖房設備保守点検業務委託特記仕様書

## 1 委託業務の目的

船川港湾事務所庁舎内に設置している暖房設備について、設備を安全に管理及び使用するために、保守点検を実施することを目的とする。

## 2 委託業務名

船川港湾事務所暖房設備保守点検業務委託

## 3 委託場所

- (1) 名称 秋田県船川港湾事務所
- (2) 住所 男鹿市船川港船川字外ヶ沢134

## 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 5 ボイラー機種

(株)日本サーモエナー HKSAN-130HL 暖房用真空式温水ヒーター

## 6 委託業務内容

- (1) 試運転点検整備及び清掃（1回）
  - ① 炉内・煙管清掃整備
  - ② 真空関係点検整備
    - ア 逆止弁の動作確認
    - イ 抽気装置の動作確認
  - ③ 制御関係点検整備
    - ア 機器各設定及び起動、停止温度の確認
    - イ 感震器の動作確認
    - ウ 制御盤内リレー基盤等の外観確認
    - エ 電源電圧測定及び端子増締め点検
  - ④ 安全装置関係点検整備
    - ア 圧力スイッチ、温度ヒューズの動作確認
    - イ 溶解栓の外部確認
  - ⑤ 燃焼関係点検整備
    - ア c d s の清掃調整
    - イ 点火棒（電極棒）の清掃調整
    - ウ ディフューザの清掃調整
    - エ 油ノズルの分解清掃調整
    - オ ストレーナーの清掃

⑥ ボイラー廻り状況確認

- ア 油サービスタンクの油量確認
- イ オイルギアポンプの起動、停止確認
- ウ 煙導（煙突入り迄）の状況確認
- エ 循環ポンプの動作確認
- オ 給排気設備の状況確認

(2) 中間点検整備（1回）

点検内容は、(1)の試運転点検整備と同様とする（①炉内・煙管清掃整備を除く。）。

(3) 故障時等緊急保守作業（随時）

受注者は、ボイラー設備に異常が生じた場合、発注者の指示に従い、速やかに緊急保守作業を実施すること。その際、異常の原因を調査し、復旧措置を講じた上で発注者に措置状況を報告すること。

(4) 点検日程等

点検日程等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(5) 点検報告

受注者は、各点検終了後、速やかに発注者へ点検結果報告書を1部提出すること。

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。